

## 公益財団法人都市文化振興財団友の会法人会員 規約

## (趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人都市文化振興財団（以下「財団」という。）の目的に賛助する企業並びに団体に関し、必要な事項を定めるものとします。

## (名称及び目的)

第2条 この会は、名称を公益財団法人都市文化振興財団友の会法人会員（以下「法人会員」という。）とし、財団が管理する都市総合文化ホールの運営及び自主文化事業の推進に資することを目的とします。

## (資格)

第3条 法人会員の資格を有する者は、財団の趣旨に賛同し、財団の活動の円滑な実施に協力しようとする企業並びに団体とします。

## (法人会員に対する事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため法人会員に対し別紙の定める事業を行います。

## (加入)

第5条 法人会員の加入については、以下の通り定めます。

(1) 別に定める入会申込を申請し財団の承諾を得て加入します。

(2) 法人会員として加入しようとする企業並びに団体は、第6条に定める年会費を納付するものとします。

(3) 財団にて年会費の納付確認が出来た時点で法人会員の資格を有するものとします。

(4) 会員期間は加入した日から1年間（翌年の入会該当月の末日まで）とします。

## (会費)

第6条 会費は年会費とし、次の通り定めます。

(1) 準会員：一口20,000円とする。

(2) 正会員：一口50,000円とし、年間一口以上。

(3) メセナ会員：一口500,000円とし、年間一口以上。

2 納入された年会費は、いかなる理由があっても返還しないものとします。

## (会員サービス)

第7条 会員は、入会時に財団が通知する各種サービスについて、財団が指定する方法により利用することができるものとします。なお、各種サービスについて、追加・変更が生じた場合は、財団の所定の方法で会員に通知することとします。

## (退会)

第8条 以下の場合法人会員が退会の申し出を行ったものとし、会員資格並びに権利を喪失します。

(1) 法人会員自らが退会を申し出た場合。

(2) 財団が定める方法で更新手続きをしなかった場合。

## (除名)

第9条 財団は、以下に該当した場合には法人会員を除名することが出来ます。

(1) 財団の事業を妨げ、または妨げようとした場合。

(2) 本会員規約に違反した場合。

(3) 財団が法人会員として不適切であると認めた場合。

(損害賠償)

第10条 法人会員は、本規約または財団が定めた規約に違反し財団に損害を与えた場合、法人会員は財団に対して損害賠償責任を負うものとします。

(届出事項の変更等)

第11条 社名、代表者の氏名、住所等に変更があった場合は、所定の手続きにより、ただちに財団へ届け出るものとします。

(事務取扱)

第12条 法人会員に関する事務は、財団事務局が行うものとします。

(規約の変更)

第13条 規約の変更について、財団からその内容を通知した後に法人会員がその権利を行使した場合、財団は法人会員が変更事項を承認したものとみなします。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか法人会員の運営について必要な事項は、財団が別に定めるものとします。

附 則 この規約は、平成19年7月9日から施行します。

附 則 この規約は、平成24年6月1日から施行します。

附 則 この規約は、平成26年6月1日から施行します。

附 則 この規約は、平成28年4月 日から施行します。